

PATENT COOPERATION TREATY

PCT

INTERNATIONAL PRELIMINARY REPORT ON PATENTABILITY (Chapter I of the Patent Cooperation Treaty)

(PCT Rule 44bis)

Applicant's or agent's file reference K1139	FOR FURTHER ACTION		See item 4 below
International application No. PCT/JP2007/000180	International filing date (<i>day/month/year</i>) 07 March 2007 (07.03.2007)	Priority date (<i>day/month/year</i>) 14 March 2006 (14.03.2006)	
International Patent Classification (8th edition unless older edition indicated) See relevant information in Form PCT/ISA/237			
Applicant NTN CORPORATION			

1. This international preliminary report on patentability (Chapter I) is issued by the International Bureau on behalf of the International Searching Authority under Rule 44 bis.1(a).
2. This REPORT consists of a total of 5 sheets, including this cover sheet.

In the attached sheets, any reference to the written opinion of the International Searching Authority should be read as a reference to the international preliminary report on patentability (Chapter I) instead.

3. This report contains indications relating to the following items:

- | | | |
|-------------------------------------|--------------|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> | Box No. I | Basis of the report |
| <input type="checkbox"/> | Box No. II | Priority |
| <input type="checkbox"/> | Box No. III | Non-establishment of opinion with regard to novelty, inventive step and industrial applicability |
| <input type="checkbox"/> | Box No. IV | Lack of unity of invention |
| <input checked="" type="checkbox"/> | Box No. V | Reasoned statement under Article 35(2) with regard to novelty, inventive step or industrial applicability; citations and explanations supporting such statement |
| <input type="checkbox"/> | Box No. VI | Certain documents cited |
| <input type="checkbox"/> | Box No. VII | Certain defects in the international application |
| <input type="checkbox"/> | Box No. VIII | Certain observations on the international application |

4. The International Bureau will communicate this report to designated Offices in accordance with Rules 44bis.3(c) and 93bis.1 but not, except where the applicant makes an express request under Article 23(2), before the expiration of 30 months from the priority date (Rule 44bis .2).

Date of issuance of this report 16 September 2008 (16.09.2008)	
The International Bureau of WIPO 34, chemin des Colombettes 1211 Geneva 20, Switzerland Facsimile No. +41 22 338 82 70	Authorized officer Masashi Honda e-mail: pt08.pct@wipo.int

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 杉本修司 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) 〔PCT規則43の2.1〕
あて名 〒550-0002 日本国大阪府大阪市西区 江戸堀1丁目10番2号 肥後橋ニッタビル		発送日 (日.月.年) 01.05.2007
出願人又は代理人 の書類記号 K1139	今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2007/000180	国際出願日 (日.月.年) 07.03.2007	優先日 (日.月.年) 14.03.2006
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G01D5/18(2006.01)i, F16C41/00(2006.01)i, G01P3/44(2006.01)i		
出願人 (氏名又は名称) NTN株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の單一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の不備
- 第VIII欄 国際出願に対する意見

2. 今後の手続き

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日 16.04.2007	
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号 100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 井上 昌宏 電話番号 03-3581-1101 内線 3216
2F 9504	

第I欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この国際出願で開示されかつ請求の範囲に係る発明に不可欠なヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下に基づき見解書を作成した。

- a. タイプ 配列表
 配列表に関するテーブル
- b. フォーマット 紙形式
 電子形式
- c. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの
 この国際出願と共に電子形式により提出されたもの
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの

3. さらに、配列表又は配列表に関するテーブルを提出した場合に、出願後に提出した配列若しくは追加して提出した配列が出願時に提出した配列と同一である旨、又は、出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

4. 補足意見 :

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求の範囲 1 - 1 4	有
	請求の範囲	無
進歩性 (I S)	請求の範囲 1 - 1 4	有
	請求の範囲	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求の範囲 1 - 1 4	有
	請求の範囲	無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2004-239699 A (NTN株式会社) 2004. 08. 26、全文、全図 (ファミリーなし)
 文献2 : JP 4-172219 A (フアナツク株式会社) 1992. 06. 19、全文、全図 (ファミリーなし)
 文献3 : JP 8-261794 A (三菱電機株式会社) 1996. 10. 11、全文、全図&US 5721546 A
 文献4 : JP 9-265504 A (多摩川精機株式会社) 1997. 10. 07、全文、全図 (ファミリーなし)
 文献5 : JP 9-273942 A (アイシン精機株式会社) 1997. 10. 21、全文、全図&US 5783925 A
 文献6 : JP 7-35574 A (松下電器産業株式会社) 1995. 02. 07、全文、全図 (ファミリーなし)
 文献7 : JP 2002-139350 A (松下電器産業株式会社) 2002. 05. 17、全文、全図 (ファミリーなし)

請求の範囲1、2、8乃至10、13、14に係る発明は、国際調査報告で引用された上記文献1乃至3により、進歩性を有さない。

文献2、3に記載されているように、磁気センサ素子で検出されてから角度算出手段で検出角度が出力されるまでの遅延時間を補正する遅延時間補正手段は、本願出願前に既に周知であって、文献1に記載された磁気センサに適用することは、当業者にとって容易である。

また、請求の範囲2に記載された一対の磁極が形成された磁石及び、請求の範囲13に記載された、転動体が介装された軸受は、文献1に記載されている。

さらに、請求の範囲8乃至10に記載された、回転速度に応じた遅延時間補正手段は、文献2の第4頁右上第4行～左下第8行に記載されている。

さらに、請求の範囲14に記載された事項は、文献3の段落番号【0051】(図1、4参照)に記載されている。

補充欄

いざれかの欄の大きさが足りない場合

第[V. 2] 欄の続き

請求の範囲3、11、12に係る発明は、国際調査報告で引用された上記文献1乃至5により、進歩性を有しない。

文献4、5に記載されているように、サンプリング間隔を補間して角度の変化分を演算する補間手段は、本願出願前に既に周知である。また、文献4には、回転角度情報と回転速度の情報とから、任意の時刻における回転角度を推測する回転角度推測手段が記載されており、文献1に記載された発明に適用することは、当業者にとって容易である。

請求の範囲4、5に係る発明は、国際調査報告で引用された上記文献1乃至6により、進歩性を有しない。

文献6には、磁気センサの出力から回転パルス信号を生成するパルス生成回路を設け、パルス生成回路から出力された互いに90°位相の異なる二つの回転パルス信号と回転方向信号とにより、回転角度を出力する手段が記載されており、文献1に記載された発明に適用することは、当業者にとって容易である。

請求の範囲6、7に係る発明は、国際調査報告で引用された上記文献1乃至7により、進歩性を有しない。

文献7には、インデックス信号を出力する角度値を記憶する記憶手段が、記載されており、文献7に記載された記憶手段を文献1に記載された発明に適用して、請求の範囲6、7に係る発明を構成することは、当業者にとって容易である。